

1 大刀洗マルシェ「かてて」（旧さくら市場）について

大刀洗マルシェ「かてて」（旧さくら市場）は、平成 22 年度から高齢者のいきがいづくりや町民の創業支援を目的に、町の PR と農産物や手芸品等の販売に取り組む任意団体として発足させたもので、販売スタッフの入会費等を町の予算から支出し、事務局機能を役場職員が支援する一方、販売代金については一般会計での処理になじまないことから、「かてて」（旧さくら市場）として収支の出し入れを管理してきたものです。

その際、出品者と協議の上、販売金額の一定割合（当初は 1 割）を出店に伴う駐車場代や出店料、販売に伴う消耗品等の諸費用に当て、残額は次年度当初に必要な経費を除き、雑入として一般会計に入れる取り扱いとしてきたところです。

この点、各自治体において、○○協議会や○○実行委員会等の任意団体（準公金団体）で事業を実施し、当該自治体がその任意団体への人的支援やその団体の事務局機能を担う事例は数多く存在しているものと認識しています。

なお、「かてて」（旧さくら市場）については、内部規定に不備な点がありましたので、今年度、新たに大刀洗町地域経済活性化協議会を立ち上げ、必要な要綱や各種様式等を整備したところです。

2 100 条委員会への疑義と職員へのハラスメント（人権侵害）について

100 条委員会の調査権は常任委員会の所管事務調査とは異なり、罰則による強制力を付与された国会の国政調査権に相当する非常に強力な議会の権限であり、100 条調査の調査事項の議決に当たっては、一般的包括的に町政全般にわたって調査をすることはできず、

具体的な事件を掲げ、議決する必要があると解されています。この点、「公金の支出に関する事務について」「職員の懲戒に関する規程及び運用について」「その他、上記に関する一切の事項」との包括的な調査事項には疑問を感じざるを得ません。

また、100条調査では、「選挙人その他関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる」場合を、「特に必要があると認めるとき」に限るとされ、「調査において選挙人等の出頭等を求める能够な場合は、公益上の必要性と選挙人等の負担等を総合的に勘案し、公益が上回る場合」とされているところ、「公金の支出に関する事務について」との包括的な調査事項に関連して、委員会閉会中も、突然、多岐にわたる記録の提出やヒアリングを求め、関係職員を精神的に追い詰め、疲弊させ、通常業務に支障を生じさせるとともに、管理職員だけでなく、一般職員や退職した販売スタッフまで証人として出頭させ、100条委員会の事実認識に沿った形での証言を促してきた、これまでの100条委員会の進め方は、委員会が主張する「公益上の必要性」と職員の負担が比較衡量されたとは思われず、委員会運営の適正性や中立性に疑問を感じます。

また、100条委員会の委員ではない議長が100条委員会で証人へ尋問を行うことや、議長による尋問を制止しない委員会運営はその正当性に疑義を生じさせるとともに、公平中立に議会運営を行うべき議長が100条委員会で証人へ尋問を行い、委員会での議論を主導するような発言を繰り返し、ましては告発に反対する議員を大声で恫喝するなどはあってはならない行為です。

さらに、一連の議会とのやりとりの中で精神的に追い詰められ病休中の職員に対し再三、証人出頭を求め、記憶違いの一証言を取り上げ、十分な確認をしないまま、虚偽証言と認

定し刑事告発すべきと決定したことは、適正手続きを欠き、人権侵害にもつながり得ます。

また、議員の意に沿わない職員を標的としたかのような今回の 100 条委員会のあり方は 100 条調査に名を借りた職員へのハラスメント（人権侵害）だと感じます。

二元代表制の下、議会のあり方がどうあるべきかは、議会にしか決められません。

しかしながら、「公金の支出に関する事務について」との包括的な調査事項に関連して、議員が疑義を抱き公益上必要と考えれば、いつでも職員を証人喚問し、記憶違いの証言であっても虚偽証言として刑事告発するといった今回のような 100 条委員会の進め方が是認されるのであれば、今後、職員が保身のため、議会に対し何も物が言えず、あえて新しい取組みには挑戦せず、決まったことだけを執行する役場になっていくことを強く懸念します。

3 第三者調査委員会の設置について

このように 100 条委員会と役場側の間で事実認識に違いがあるため、今後、速やかに第三者調査委員会を設置し、これまでの「かてて」（旧さくら市場）の経理処理の妥当性や、100 条委員会による職員へのハラスメント（人権侵害）の有無を含め、検証いただきたいと考えています。

なお、この第三者調査委員会については、弁護士 2 人、税理士 2 人で構成し、今後、日本弁護士連合会の「地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針」に沿った形で、福岡県弁護士会及び九州北部税理士会に依頼して、本町に利害関係のない者を推薦いただきたいと考えています。

4 マスコミ報道について

以上のように 100 条委員会と役場側の間で事実認識に違いがあるところ、7 月 25 日のテレビ報道では、十分な裏付け取材のないまま、100 条委員会の主張に沿った形で報道がなされ、職員に対する誹謗中傷につながっています。今後の報道に当たっては、十分な取材と人権への配慮をお願い申し上げます。